

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名		医療法等の改正に伴う税制上の所要の措置	
税 目		所得税、法人税、その他関連する税目	
要 望 の 内 容	<p>国民の納得と満足が得られるよう、質を担保しながら効率的な医療サービスの提供を実現していくことは重要である。</p> <p>医療提供体制の整備については、従来、</p> <p>① 都道府県が策定する医療計画に基づき、病床整備や医療機能の分化・連携を進めつつ、</p> <p>② 平成 22 年度補正予算による地域医療再生計画によって、地域の医療機能の再生・強化を図る等の取組を行ってきた。</p> <p>これらの取組を踏まえ、社会保障・税一体改革成案において、医療提供体制の在り方について、病院・病床機能の分化・強化と連携、地域間・診療科間の偏在の是正、在宅医療の充実等を図るという方向性が示された。</p> <p>これらの方向性に基づき、医療部会を始めとした社会保障審議会の関係部会における議論等を踏まえ、審議会の検討を受けて、所要の制度改正を行う場合、医療法等改正に伴う税制上の所要の措置を講ずる。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要	(1) 政策目的	<p>地域において確保が困難な救急医療等、必要な医療を提供できる体制を整備するため、医療提供体制について見直す必要があり、もって地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供する。</p>	
	(2) 施策の必要性	<p>地域住民に医療を継続して安定的に供給していくために、医療提供体制を見直し、医療法等について見直した場合、見直し後の制度についても税制上の所要の措置を講ずることが必要である。</p>	
今 回	性 理	政策体系 における 政策目的の	基本目標Ⅳ 地域で健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標 1 医療サービスを安定的に提供する 施策中目標 1 安定的な医療提供体制を構築する

	位置付け	
	政策の達成目標	—
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	医療法等改正に伴う税制上の所要の措置により、地域において必要な医療を整備することにつながる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 23 年度税制改正要望を実施 ※法案の中身が詰まっていなかったため取り下げ	